

税務・会計便り

～中小企業向け所得拡大促進税制～

平成30年4月1日以降に開始される事業年度（個人事業主は平成31年分）から所得拡大税制が改正されました。

大企業と違い設備投資要件は導入されず、賃上要件を満たせば税額控除が認められます。さらに教育訓練費増加要件など一定の要件を満たすことで、税額控除割合の上乗せが認められることとなります。中小企業者等の控除限度額は、改正前と同様に法人税（所得税）額の20%までとなっています。

＜改正前の要件＞

- ①～③すべてを満たすこと
- ①雇用者給与等支給額が基準事業年度（平成24年度）から増加
（給与総額 当年 \geq 基準年度 \times 103%）
 - ②雇用者給与等支給額が前事業年度以上
（給与総額 当年 \geq 前年）
 - ③平均給与等支給額が前事業年度から増加
（平均給与 当年 $>$ 前年）

要件が1つだけになり、
取り組みやすく！



＜改正後の要件＞

- ①平均給与等支給額が前事業年度から1.5%以上増加
（平均給与 当年 \geq 前年 \times 101.5%）

【改定後の税額控除額】

（当年の給与合計額－前年の給与合計額） \times 15%分の税額控除
プラス 上乗せ要件に該当した場合
（当年の給与総額－前年の給与総額） \times 10%分の税額控除上乗せ

【上乗せ要件】

1. 平均給与等支給額が前事業年度から2.5%以上増加
2. 次のいずれかを満たすこと
 - ・教育訓練費が対前年度比10%以上増加
 - ・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実に進んでいる

【その他注意点】

- (1)青色申告の法人又は個人事業主であること
- (2)適用時期
法人：平成30年4月1日～平成33年3月31日までに開始する各事業年度
個人：平成31年～平成33年までの各年度
- (3)設立1期目は不適用
- (4)税額控除の限度額は法人税額（所得税額） \times 20%

上乗せ要件の経営力向上計画の認定には書類の事前提出が必要です。計画書の認定には30～45日かかると言われていますので、決算日の2ヶ月前ぐらいまでには提出することをおすすめしています。また、税務申告書には経営力向上が実際に行われた報告書を作成、提出した写しの添付が必要です。当事務所で計画書の作成やご相談もお受けします。



<http://www.sugiura-kaikei.jp>

税理士法人 杉浦経営会計事務所 (0587)23-3100